

「甲府市子育てガイドブック」官民協働発行業務における広告取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、甲府市広告掲載要綱（平成19年12月27日企第7号。以下「要綱」という。）及び甲府市広告掲載基準（以下「基準」という。）に定めるもののほか、「甲府市子育てガイドブック」官民協働発行業務に関する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2 広告は、要綱第3及び基準に定めるもの並びに妊産婦、子育て世帯及び子どもたちにとって有意なものとする。

(広告の掲載位置)

第3 広告の掲載位置は、甲府市子育てガイドブック（以下「ガイドブック」という。）の余裕スペースとする。

2 前項の広告の掲載位置は、ガイドブックの掲載内容を勘案して本市及びガイドブック作成事業者（以下「事業者」という。）の双方協議によって決定する。

(広告の規格等)

第4 広告の規格等は、次の表に定めるとおりとする。

1 枠の大きさ	最大 A5 サイズとする。
色	フルカラー
配布部数	6, 000部
配布方法	原則として妊娠届、転入等、各行政窓口等にて配布

2 広告には、ガイドブックに広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）の名称、所在地及び連絡先を明示するとともに、第3に規定する広告の掲載位置の上部に「広告」と明示する。

3 広告掲載期間は、ガイドブックの発行日から次年度版の発行日前日までとする。

(広告の作成等)

第5 事業者は、第2の規定を遵守するほか、本市の指示に従い、広告の作成を行うものとする。

2 広告原稿の作成費用その他広告掲載に必要な費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載の申込み等)

第6 広告掲載の募集は、事業者が行うこととし、広告主は、事業者が指定した書類を、別に定める期日までに事業者に提出するものとする。

2 事業者は、広告主から前項に規定する書類の提出があったときは、第2の規定に反していないか審査し、反していないと認められる場合には、甲府市子ども未来部子ども未来総室子育て支援課に、広告主に関する情報を電子媒体等で提出するものとする。なお、電子媒体等に記録する情報については、本市及び事業者の双方協議によって決定す

る。

(広告掲載の決定等)

第7 市長は、第6第2項に規定する電子媒体等の提出があったときは、要綱第14に規定する甲府市広告審査委員会で広告掲載の可否を決定し、事業者に通知するものとする。

(広告内容の変更)

第8 事業者は、第7に規定する広告掲載の決定後に当該広告の内容を変更しようとするときは、本市の指示に従い要綱第14に規定する甲府市広告審査委員会の審査を受け、その承認を得なければならない。

(配布の中止)

第9 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにガイドブックの配布を中止することができる。

(1) 広告内容が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又は要綱及び基準に抵触していると判断したとき。

(2) 事業者の行為が、社会通念上不適当な行為と認められるとき。

(広告に関する責任)

第10 事業者及び広告主は、広告に関する事項において一切の責任を負うものとし、第三者の権利侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

2 事業者は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、その責任において速やかに解決しなければならない。

3 本市は、広告に関するすべての事項について、一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第11 本市は、第9及び第10の規定において、事業者及び広告主に損害が生じたとしても、その賠償の責めを負わない。

(その他)

第12 この要領に定めるもののほか、ガイドブックへの広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年 2月 7日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年 5月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年 3月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 6 年 8 月 27 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に発行した甲府市子育てガイドブックに係る広告の掲載等については、なお従前の例による。